

ストレスチェック共同実施委託契約書

事業者：〇〇（以下、「甲」とする。）と、医師：〇〇（以下、「乙」とする。）とは、甲が労働安全衛生法第66条の10に基づいて行う心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」とする。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は乙に対し、甲の〇〇事業所におけるストレスチェックの共同実施者となることを委託し、乙はこれを受託した。

（委託業務の内容）

第2条 乙の受託する業務は、次のとおりとする。

- (1) ストレスチェックの実施について、甲及び実施者との間で協議を行うこと
- (2) 甲が調査票および高ストレス者選定基準を定めるに当たって意見を述べること
- (3) ストレスチェックの結果について、実施者とともに集団指導分析の評価を行うこと
- (4) ストレスチェックの結果に基づく面接指導の要否の判定に必要な応じて意見を述べること

（実施者等の通知）

第3条 甲は乙に対し、ストレスチェックの実施者および実施外部機関を通知する。実施者または実施外部機関に変更があった場合も同様とする。

（報酬）

第4条 ストレスチェック及びストレスチェックの実施後に個々の従業員に対して行う面接指導に関する報酬額は、別途協議をする。

（事故などの補償）

第5条 乙が本契約に定める職務遂行中に生じた第三者に対する人的および物的事故については、乙の故意または重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償するものとする。

2 乙が本契約に定める職務遂行中に受けた人的事故については、甲の事業場等への往復途上も含め、甲は乙の損害を補償する責任を負うものとする。物的事故についても同様とし、甲、乙協議の上、甲は乙に対し損害を補償するものとする。

（契約の有効期間）

第6条 本契約の有効期間は、_____年 _____月 _____日から1ヵ年とする。

2 前項の期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれかからの申し出がない場合、本契約は同内容により更に1ヵ年更新するものとし、以後も同様とする。

(契約の解約)

第7条 前条に定める本契約の有効期間内においても、甲、乙いずれからか解約の申し出がなされた時は、1ヵ月前の予告をもって本契約を解約することができる。

(守秘義務)

第8条 乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

本契約を証するため、本書を3通作成し、甲、乙および確認者押印の上、甲、乙および確認者が各1通ずつ保有する。

年 月 日

[甲] 事業場所在地 〒

名称

代表者氏名

印

[乙] 住所 〒

医療機関名

医師氏名

印

[確認者] 医師会名

代表者氏名

印

【様式を利用するに際しての注意事項】

第2条に掲げる業務の内容は、一般的に考えられるものを列挙したものです。

事業所と嘱託産業医との間で、受託業務内容についてよく協議を行い、実情に応じて改変を加えるとともに、その内容に応じた報酬額についての取り決めを行ってください。